

危険負担に関する見直し

危険負担とは・・・

双務契約(売買等)の一方の債務が債務者の責めに帰すべき事由によらないで履行不能となった場合に、その債務の債権者の負う反対給付債務がどのような影響を受けるのかを定める制度

現行法

原則 ⇒ 債務者主義(現 § 536 I) = 債権者の負う**反対給付債務は消滅**する。

例外 ⇒ 債権者主義(現 § 534等) = 債権者の負う**反対給付債務が存続**する。

- ① 特定物に関する物権の設定又は移転を目的とする双務契約等について債務者の責めに帰すべき事由によらないで目的物が滅失又は損傷した場合
- ② 債権者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合

問題の所在

①について債権者主義を採用すると、例えば、建物の売買契約の締結直後にその建物が地震によって滅失した場合にも買主は代金を支払う義務を負うこととなるが、この結論は債権者に過大なリスクを負わせるものであって不当ではないか。



改正法の内容

①について**債務者主義を採用**(現 § 534・535を削除)

※ 併せて、契約解除の要件に関する見直しに伴い、効果を反対給付債務の消滅から**反対給付債務の履行拒絶権**に改める。

【新 § 536】

※ 買主が目的物の引渡しを受けた後に目的物が滅失・損傷したときは、買主は代金の支払(反対給付の履行)を拒めない。【新 § 567 I】

